

## 2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
12	1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費 看護職員1人及び介護職員2人 1,250 単位 介護職員3人の場合 × 95%			1,250	1回につき
12	1112	訪問入浴・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 70%	875		
12	1121	訪問入浴・職員のみ			1,188		
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 70%	832		
12	4111	訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算			1月につき
12	4112	訪問入浴同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算	所定単位数の 15% 加算			1回につき
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算( )イ 36 単位加算		36	1月につき
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算 2		(2)サービス提供体制強化加算( )ロ 24 単位加算		24	
12	6106	訪問入浴処遇改善加算	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 58/1000 加算			1月につき
12	6105	訪問入浴処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 42/1000 加算			
12	6102	訪問入浴処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 23/1000 加算			
12	6103	訪問入浴処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 90% 加算			
12	6104	訪問入浴処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 80% 加算			